

議案第十一号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項の表中第十九号を第二十一号とし、第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、

十五
主

査	課 室 教育事務所 教育事務所出張所 払田柵跡調査事務所	特定の事務の企画、調査等に関する事務をつかさどる。
---	---------------------------------------	---------------------------

十七	十六
専門	主査

員	課 室 教育事務所 教育事務所出張所 払田柵跡調査事務所	特定の事務の企画、調査等に関する事務をつかさどる。	専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。
---	---------------------------------------	---------------------------	-----------------------------

に改め、第十四号を第

十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三	主任専門員	課 室 教育事務所 教育事務所出張所 教育事務所 松田柵跡調査事務所	高度かつ専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。
----	-------	---	---------------------------------

第三十条第三項の表中第十六号を第十八号とし、第十三号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、

十二	主査
----	----

教育機関	特定の事務の企画、調査等に関する事務をつかさどる。
------	---------------------------

を

十四	十三	専門員	主査
----	----	-----	----

特定の事務の企画、調査等に関する事務をつかさど

教育機関

る。

専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。

に改め、第十一号を第

十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一	主任専門員	教育機関	高度かつ専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。
----	-------	------	---------------------------------

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十七日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

教育庁等における専門的な知識を必要とする業務に関する事務を処理させるため、必要に応じて主任専門員及び専門員の職を置く必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

教育庁等における専門的な知識を必要とする業務に関する事務を処理させるため、必要に応じて主任専門員及び専門員の職を置く必要がある。

2 改正内容

教育庁等に主任専門員及び専門員の職を置くことができることとする。(第15条及び第30条関係)

3 施行期日

この規則は、平成26年4月1日から施行することとする。

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表

		新		旧	
十五	十四・	十三	二 一 十	番号	第十五条 略
略		主任専門員	略	上欄	(課長等) 第十五条 略
略	務所	所 教育事務所出張 教育事務所 室 課	略	中欄	2 略
略		高度かつ専門的な 知識を必要とする 業務に関する事務 をつかさどる。	略	下欄	3 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。
十四	十三・		二 一 十	番号	第十五条 略
略			略	上欄	(課長等) 第十五条 略
略			略	中欄	2 略
略			略	下欄	3 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

十六	主査	課室	特定の事務の企画、調査等に関する事務をつかさどる。
十七	専門員	教育事務所出張所 教育事務所 所 専任 専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。	
十八	略	所 専任 専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。	
十九	略	所 専任 専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。	
二十	略	所 専任 専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。	
二十一	略	所 専任 専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。	

4 略

3 2 第三十条 略
(職員の職)

3 第一項に定めるもののほか、前条及び同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる教育機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

番号	上欄	中欄	下欄
一	略	略	略
二	略	略	略
三	略	略	略
四	略	略	略
五	略	略	略
六	略	略	略
七	略	略	略
八	略	略	略
九	略	略	略
十	略	略	略

十五	主査	課室	特定の事務の企画、調査等に関する事務をつかさどる。
十六	略	教育事務所出張所 教育事務所 所 専任 専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。	
十七	略	所 専任 専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。	
十八	略	所 専任 専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。	
十九	略	所 専任 専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。	

4 略

3 2 第三十条 略
(職員の職)

3 第一項に定めるもののほか、前条及び同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる教育機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

番号	上欄	中欄	下欄
一	略	略	略
二	略	略	略
三	略	略	略
四	略	略	略
五	略	略	略
六	略	略	略
七	略	略	略
八	略	略	略
九	略	略	略
十	略	略	略

4 略	十八 十五 〜		十四 専 門 員		十三 主 査	十二 略	十一 主 任 専 門 員
	略						
	略	教育機関				略	教育機関
	略	どる。 する事務をつかさ どる。	専門的な知識を必 要とする業務に関 する事務をつかさ どる。	特定の仕事の企画、 調査等に関する事 務をつかさどる。		略	高度かつ専門的な 知識を必要とする 業務に関する事務 をつかさどる。

4 略	十六 十三 〜				十二 主 査	十一 略	
	略						
	略				教育機関	略	
	略				特定の仕事の企画、 調査等に関する事 務をつかさどる。	略	